

社会福祉法人白岡市社会福祉協議会備品貸出し要綱

令和2年6月1日
白社協要綱第1号

社会福祉法人白岡市社会福祉協議会

社会福祉法人白岡市社会福祉協議会備品貸出し要綱（令和2年6月1日白社協要綱第1号）の一部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、白岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する備品の貸出しを行い、もって白岡市の地域福祉の増進に資することを目的とする。

を

（貸出し備品）

第2条 本会が所有する備品のうち、貸出しを行う備品リストは、別に定める。

（貸出対象）

第3条 貸出対象は、本会会員（以下「会員」という。）及び第7条に規定する団体とする。

ただし、会長が特に必要と認めた場合は貸出しを許可する。

2 次の各号に掲げる行事等は貸出の対象からは除くものとする。

- （1） 営利を目的とするもの
- （2） 政治的活動又は宗教活動を目的とするもの
- （3） 市外で実施するもの

（期間）

第4条 備品の貸出期間は、1週間以内とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（使用料）

第5条 備品の使用料は、無料とする。

（申請）

第6条 備品の借り受けを申請する者（以下「申請者」という。）は、備品借用書（様式第1号）（以下「借用書」という。）を会長に提出しなければならない。

（会員加入の免除団体）

第7条 次の各号の団体等は、会員加入の有無は問わないものとする。

- （1） 支部社協、登録ボランティア団体、登録サロン団体
- （2） 行政区・自治会等の自治関係団体
- （3） 行政機関
- （4） 学校、幼稚園、保育園、P T A、保護者会、育成会等
- （5） 民生委員・児童委員協議会

- (6) 老人クラブ
- (7) 会長が必要と認めた者、団体等
(貸出の中止等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、備品の貸出を取りやめ、又は中止することができる。

- (1) 申請者が要綱に違反したとき
- (2) 災害等やむを得ない事情が生じたとき
- (3) その他、会長が必要と認めるとき
(管理責任等)

第9条 申請者は、備品の貸出について、本会の指示に従うものとし、備品を適切に管理するものとする。

- 2 申請者は、申請時の目的に使用し、転貸してはならない。
- 3 申請者は、使用が終了したときは、速やかに原状に復し、備品貸出し点検表（様式第2号）を添えて返却するものとする。

(損害賠償責任等)

第10条 申請者が自己の責任により備品を毀損、又は故障させた場合は、申請者は責任をもって弁償、又は修繕を行うものとする。

- 2 借用備品の利用において、第三者に損害を与えた場合は、申請者がその一切の責任を負うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。